

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

I 制定趣旨

令和元年人事院勧告等に伴い一般職の職員の勤勉手当の支給月数（割合）が引き上げられたことにより、富士見市特別職報酬等審議会の意見を踏まえて、条例を改正するもの

- ・ 期末手当の支給月数（割合）を0.05月引き上げ

II 条例の主な改正内容

1 第5条の改正

第1項の改正

- (1) 文言の整理

第2項の改正

- (1) 期末手当の支給月数（割合）の変更

区分		6月期	12月期	合計月数
令和元年度	期末手当	2.05月	2.05月	4.10月
令和2年度から	期末手当	<u>2.075月</u>	<u>2.075月</u>	<u>4.15月</u>

III 施行日関係

第5条第1項の改正は公布の日から、第5条第2項の改正は令和2年4月1日から施行

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例16号）新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に<u>それぞれ在職する者</u>に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項各号(第1号を除く。))又は同法第252条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。)し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した者(これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。以下同じ。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に<u>在職する者</u>に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項各号(第1号を除く。))又は同法第252条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。)し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した者(これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。以下同じ。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>